

東京大学大学院工学系研究科物理工学専攻
学術専門職員 募集のお知らせ

1. 職名及び人数： 学術専門職員（特定有期雇用教職員） 1名
2. 契約期間： 2024年4月1日以降できる限り早い時期（応相談）～2025年3月31日
3. 更新の有無： 予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮の上、年度単位により更新する場合があります。ただし、更新は4回、2029年3月31日までを限度とする。
4. 試用期間： 採用された日から14日間。
5. 就業場所： 東京大学浅野キャンパス（東京都文京区本郷弥生2-11-16）
最寄駅：地下鉄千代田線 根津駅 徒歩2分
南北線 東大前駅 徒歩10分
丸の内線 本郷三丁目駅 徒歩17分
6. 所属： 東京大学大学院工学系研究科
沙川ERATOプロジェクト（研究総括：沙川貴大）のヘッドクォーターの研究推進主任として、下記の業務を行う。
・研究プロジェクトの運営サポート
・科学技術振興機構・研究機関との連絡調整
・報告書やプレス原稿作成、及び評価会や報告会の対応
・研究情報の収集と発信、知的財産権の管理
・シンポジウム等の開催・運営
・アウトリーチイベントの開催 等
7. 業務内容： ※参考URL
沙川ERATOプロジェクト： https://www.jst.go.jp/erato/research_area/ongoing/jpmjer2302.html
8. 就業日・就業時間： 週5日（月～金）1日実働7時間45分 9:00～17:45（休憩12:00～13:00）
※繁忙期等には例外的に時間外労働を命じることがある。
9. 休日： 土日、祝日法に基づく休日、12月29日～1月3日は休日。
10. 休暇： ① 年次有給休暇 就業規則に基づき付与
② 特別休暇 就業規則に基づき付与
11. 賃金等： 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め、月額30万円～55万円の範囲で、資格、経験等に応じて決定。
通勤手当（当方で定める支給要件を満たした場合は、当方規定により算定した額を支給、最高55,000円/月）
超過勤務手当（超過勤務を命ぜられ勤務した場合に支給。勤務1時間当たりの給与額に125/100を乗じた額を単価とする。）
退職手当、賞与は無し。
原則毎月17日支給。
12. 加入保険： 文部科学省共済組合、雇用保険に加入。
13. 災害補償： 労働上の災害や通勤時の災害については、労働者災害補償保険法および東京大学教職員法定外災害補償規程により補償。
14. 応募資格： ・理系の四年制大学卒以上。博士号取得者であればなお良い。
・研究開発あるいは研究マネジメントの経験があることが望ましい。さらに、当プロジェクトに関連する研究分野について、一定の見識があればなお良い。
・プロジェクト内外の関係者との連携に十分なコミュニケーションスキルと社会的知識を有し、関係者と協働して研究マネジメントや情報発信ができること。
・ワード、エクセル、パワーポイントを使用した資料作成、ネットワーク検索などにおいて、業務遂行上支障がないこと。
・英語（書く・話す・聞く・読む）を用いてスムーズに業務遂行すること。
15. 応募書類： ① 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし、作成すること。）
（https://www.u-tokyo.ac.jp/per01/r01_i.html）
② 自己アピール文（A4一枚以内、業務に関連する経験・スキル、今後の抱負等があれば記入のこと）
16. 応募方法： Googleフォームに必須項目を入力し、全ての書類をPDFとしてアップロードする。
（Googleアカウントへのログインが必要です）
URL: <https://forms.gle/rvEdPB2rTd8jSVaQ8>
※1週間以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
17. 応募締切： 2024年2月29日（木）
適任者の採用が決まり次第、募集期間内でも募集を締め切ります。
書類選考の後、面接試験受験の可否を連絡します。
18. 問い合わせ先： 〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院工学研究科
沙川 ERATOプロジェクト：学術専門職員採用担当
※ [at]は@に変換すること
email: [erato-sagawa-hq\[at\]noneq.t.u-tokyo.ac.jp](mailto:erato-sagawa-hq[at]noneq.t.u-tokyo.ac.jp)
19. 募集者名称： 国立大学法人東京大学
20. 受動喫煙防止措置の状況： 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
21. その他： ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。
勤務条件の詳細は、東京大学特定有期雇用教職員就業規則等をご覧ください。
（http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku.mokujii.html）